装管調第３８０号
令和２年１月１４日

大　臣　官　房　長
防衛省本省の施設等機関の長
各　幕　僚　長
情　報　本　部　長
防　衛　監　察　監
各　地　方　防　衛　局　長
殿

防衛装備庁長官
（公印省略）

情報システムの借上に係る撤去役務の取扱いについて（通知）

標記について、陸・海・空自衛隊等が運用する統合気象システムの借上器材の撤去作業に関し、旧器材の撤去作業を平成３０年度末までに行う契約としていたところ、一部の撤去作業が年度末までに完了していないにもかかわらず、不適切な手続により撤去に係る代金の支払が行われ、実際の撤去作業は年度を超えて行われていた事例が確認された。このような会計法令上の不適切な手続を再び生起させないよう、その再発防止策を下記のとおり行うこととしたので、関係職員に周知されたく通知する。

記

１　情報システムの借上に係る撤去役務の分離調達
情報システムの借上に係る撤去役務については、以下のとおり取り扱うものとする。
⑴　従前、撤去役務を借上契約と不可分のものとして撤去費を別途計上していたものについて、原則として借上契約から分離し、独立した撤去に係る役務請負契約として取り扱う。また、撤去役務について、撤去役務の作業内容及び履行期限を仕様書等において明確に規定する。なお、今回の不適切な事例において、「撤去とは、端末等の電源を落とし、他のシステムとの回線を断つこと」との独自の解釈が行われていたのは適当でなく、仕様書等に規定する撤去役務の作業内容は、実態に即したものとする点に留意する。
⑵　分離された撤去役務の調達について、公共調達の適正化について（財計第２０１７号。平成１８年８月２５日）１⑵②に掲げる措置に従い、一般競争入札（総合評価方式を含む。）又は企画競争若しくは公募を行うことにより、競争性及び透明性を担保する。
⑶　撤去役務契約の履行において、当該契約に係る予算の属する年度内に撤去作業が完了しない事態が判明した場合は、予算の繰越要件への適否を検討し、繰越により難い場合には年度内に完了しない撤去作業を契約解除するなど適切に対処する。
⑷　情報システムの借上の計画の策定段階から、撤去に必要となる役務期間を精査する。

２　再発防止策の徹底

支出負担行為担当官（分任支出負担行為担当官を含む。以下同じ。）は、情報システムの調達に関係する担当官に対し、前項に掲げる再発防止策を周知徹底する。また、支出負担行為担当官は、補助者に命じて撤去の完了確認を行う場合、当該補助者に対し、当該完了確認が代金の支払の根拠となるものであることなど会計法令に定める支出負担行為担当官の補助者としての責任行為であることを改めて周知するものとする。

３　その他留意事項

情報システム情報保証責任者は、情報システムの借上に係る撤去役務契約において、防衛省の情報保証に関する訓令の運用について（防運情第９２４８号。１９．９．２０）第６に定めるところにより、物理的な破壊その他の方法により情報システムに保存された電子計算機情報が復元不可能な状態とする作業を事業者に委託する場合、復元不可能な状態を確保するために必要な規定を仕様書等に明記するものとする。

また、情報システム情報保証責任者は、撤去役務契約の相手方が実施する当該作業に使用責任者等の職員を立会させ、全数物理的破壊等が行われたかを確認するものとする。

４　委任事項

この通知の実施に関し、必要となる細部事項については、防衛装備庁調達管理部長が別に定める。

（参考１）公共調達の適正化について（財計第２０１７号。平成１８年８月２５日）

１．入札及び契約の適正化を図るための措置

(2) 随意契約による場合。

①に掲げる区分に照らし、随意契約によらざるを得ない場合を除き、原則として一般競争入札（総合評価方式を含む。）による調達を行うものとする。

また、従来、競争性のない随意契約を行ってきたものについては、②に掲げる区分に照らし、一般競争入札（総合評価方式を含む。）又は企画競争若しくは公募を行うことにより、競争性及び透明性を担保するものとする。

（略）

②従来、競争性のない随意契約を行うこととしてきたものについては、次に掲げる区分に従い、一般競争入札（総合評価方式を含む。）又は企画競争若しくは公募を行うことにより、競争性及び透明性を担保するものとする。

イ～ハ（略）

ニ　設備、物品又は情報処理のためのシステム等の調達と不可分にある保守点検業務及びこれに付随する業務に係る契約

当該保守点検業務等が不可分とならないよう見直しを行うものとする（特にシステムの開発及び運用に係るもの）。なお、当該設備等の調達を行う際に、保守点検業務等を含めた複数年度契約を行うことはできないか、保守点検業務等も評価する総合評価方式による一般競争入札に改めることができないか等について検討を行うものとする。

（参考２）会計法（昭和２２年法律第３５号）

（監督及び検査）

第２９条の１１　契約担当官等は、工事又は製造その他についての請負契約を締結した場合においては、政令の定めるところにより、自ら又は補助者に命じて、契約の適正な履行を確保するため必要な監督をしなければならない。

２　契約担当官等は、前項に規定する請負契約又は物件の買入れその他の契約については、政令の定めるところにより、自ら又は補助者に命じて、その受ける給付の完了の確認（給付の完了前に代価の一部を支払う必要がある場合において行なう工事若しくは製造の既済部分又は物件の既納部分の確認を含む。）をするため必要な検査をしなければならない。

３～５（略）

（参考３）予算決算及び会計令（昭和２２年勅令第１６５号）

（検査の方法）

第１０１条の４　会計法第29条の11第2項に規定する工事若しくは製造その他についての請負契約又は物件の買入れその他の契約についての給付の完了の確認（給付の完了前に代価の一部を支払う必要がある場合において行なう工事若しくは製造の既済部分又は物件の既納部分の確認を含む。）をするため必要な検査（以下本節において「検査」という。）は、契約担当官等が、自ら又は補助者に命じて、契約書、仕様書及び設計書その他の関係書類に基づいて行なうものとする。

（検査調書の作成）

第１０１条の９　契約担当官等、契約担当官等から検査を命ぜられた補助者及び各省各庁の長又はその委任を受けた職員から検査を命ぜられた職員は、検査を完了した場合においては、財務大臣の定める場合を除くほか、検査調書を作成しなければならない。

２　前項の規定により検査調書を作成すべき場合においては、当該検査調書に基づかなければ、支払をすることができない。

配布区分：長官官房審議官、各部長、施設等機関の長